

特許法条約の施行規則を公表

2013年10月23日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁(USPTO)は10月21日、官報にて特許法条約の施行規則を公表した¹。

米国は9月18日に特許法条約を批准し、12月18日より施行することとしている²。

また、国内の法整備に関しては、2012年12月18日に同条約実施法が成立³し、同法の施行規則案が2013年4月11日に公表⁴されていた。今回公表されたのはこの施行規則の最終版である。

この施行規則の施行日は、上記実施法と同じ12月18日であり、これにより、米国においては、同日以降特許法条約、特許法条約実施法、特許法条約施行規則が施行されることになる。

今回公表された施行規則は、大枠において規則案からの変更は無く、以下の点が挙げられている。

- 通常出願においてはクレームが無くても出願日の確保ができる(なお、これまでも仮出願においてはクレームが無くとも仮出願日は確保可能)
- 過去の出願書類に追加する形態(by reference)で、クレーム等を所定期間内に補充することができる
- (所定期間内に手続きを取らなかったこと等により)取り下げとなった(abandoned)出願や、維持年金の未払いが意図したものでない場合に当該出願や権利を回復できる
- 優先権主張期間(12ヶ月、意匠特許の場合は6ヶ月)を経過した場合でも、それが意図されたものでない場合は、2ヶ月以内であれば請願(petition)を

¹ [施行規則](#) (PDF)

² 2013年9月24日付 NY 発知財ニュース：[米国、特許法条約を批准](#) (PDF) 参照

³ 2012年12月18日付 NY 発知財ニュース：[ハーグ協定及び特許法条約実施法案、大統領署名を経て成立](#) (PDF) 参照

⁴ 2013年4月24日付 NY 発知財ニュース：[特許法条約実施法の施行規則案が発表される](#) (PDF) 参照

提出することによって回復できる

- 仮出願に関しても、上記同様、それが意図されたものでない場合は、2ヶ月以内であれば請願(petition)を提出することによって回復できる
- 特許期間の延長に関し、出願後8ヶ月以内に(方式違反等によって)実体審査に入ることができない場合は、8ヶ月以降(実体審査に入ることができるまでに)費やした期間分は、特許期間の延長分から削除される

これらに加え、最終版においては、こうした変更に対応する等のため、宣誓書(Oath)や宣言書(Declaration)の提出に関する細則等が多く定められた。

(了)